

- 1 監査等の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査の対象 上下水道事業部  
平成30年度分 必要に応じて令和元年度分
- 3 監査の着眼点 令和元年度 公営企業会計定期監査及び行政監査実施計画  
(以下「実施計画」という。)に定める着眼点による
- 4 監査の実施場所 実施計画に定める実施場所
- 5 監査の日程 令和元年5月31日～令和元年7月17日
- 6 監査の結果

証拠書類の一部を抽出して、関係諸帳簿と照合したところ、おおむね適正に処理されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので、改善に努められたい。

なお、軽微な事項については、別途指示した。

(上下水道事業部)

[指摘事項]

(1) 適正な事務執行について

岐阜市上下水道事業部企業会計規程第112条第1項において、固定資産を廃棄しようとする場合は、上下水道事業政策課長に合議のうえ、管理者の決裁を受けなければならないとされている。

しかしながら、平成30年度に廃棄した水道メーター及び計測器(井戸水メーター)について、決裁を受けていなかった。

今後は、岐阜市上下水道事業部企業会計規程を遵守し、適正な事務執行に努められたい。

(2) 交通事故の防止について

平成30年4月から平成31年3月までの間に、公用車による事故が3件発生した。そのうち1件は、職員が同乗していたにもかかわらず、降車して誘導しなかった。

後退時の安全確認の励行について指導されたい。